日本学術会議のより良い役割発揮に向けて

説明資料

令和3年5月20日 日本学術会議の在り方に関する政策討議(第1回)

梶田 隆章

日本学術会議法(昭和23年法律第121号)抜粋

日本学術会議は、科学が文化国家の基礎であるという確信に立って、科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命とし、ここに設立される。

第一条 この法律により日本学術会議を設立し、この法律を日本学術会議法と称する。

- 2 日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄とする。
- 3 日本学術会議に関する経費は、国庫の負担とする。

要件③国家財政支出による安定した財政基盤

第二条 日本学術会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とする。

第三条 日本学術会議は、独立して左の職務を行う。

- 一 科学に関する重要事項を審議し、その実現を図ること。
- 二 科学に関する研究の連絡を図り、その能率を向上させること。

要件①学術的に国を代表する機関としての地位

要件4)活動面での政府からの独立

第四条 政府は、左の事項について、日本学術会議に諮問することができる。

- 一 科学に関する研究、試験等の助成、その他科学の振興を図るために政府の支出する交付金、補助金等の予算及び その配分
- 二 政府所管の研究所、試験所及び委託研究費等に関する予算編成の方針
- 三 特に専門科学者の検討を要する重要施策
- 四 その他日本学術会議に諮問することを適当と認める事項

日本学術会議法(昭和23年法律第121号)抜粋

第五条 日本学術会議は、左の事項について、政府に勧告することができる。

- 一 科学の振興及び技術の発達に関する方策
- 二 科学に関する研究成果の活用に関する方策
- 三 科学研究者の養成に関する方策
- 四 科学を行政に反映させる方策
- 五 科学を産業及び国民生活に浸透させる方策
- 六 その他日本学術会議の目的の遂行に適当な事項

要件②公的資格の付与

要件①学術的に国を代表する機関としての地位

第六条 政府は、日本学術会議の求に応じて、資料の提出、意見の開陳又は説明をすることができる。 第六条の二 日本学術会議は、第三条第二号の職務を達成するため、<mark>学術に関する国際団体に加入</mark>することができる。 2 前項の規定により学術に関する国際団体に加入する場合において、政府が新たに義務を負担することとなるときは、 あらかじめ内閣総理大臣の承認を経るものとする。

第七条 日本学術会議は、二百十人の日本学術会議会員(以下「会員」という。)をもつて、これを組織する。

- 2 会員は、第十七条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する。
- 3 会員の任期は、六年とし、三年ごとに、その半数を任命する。
- 4 補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 会員は、再任されることができない。ただし、補欠の会員は、一回に限り再任されることができる。
- 6 会員は、年齢七十年に達した時に退職する。
- 7 会員には、別に定める手当を支給する。
- 8 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。

要件⑤会員選考における自主性・独立性

日本学術会議法(昭和23年法律第121号)抜粋

第八条 日本学術会議に、会長一人及び副会長三人を置く。

- 2 会長は、会員の互選によって、これを定める。
- 3 副会長は、会員のうちから、総会の同意を得て、会長が指名する。
- 4 会長の任期は、三年とする。ただし、再選されることができる。
- 5 副会長の任期は、三年とする。ただし、再任されることができる。
- 6 補欠の会長又は副会長の任期は、前任者の残任期間とする。

要件⑤会員選考における自主性・独立性

(略)

第十一条 第一部は、人文科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。

- 2 第二部は、生命科学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
- 3 第三部は、理学及び工学を中心とする科学の分野において優れた研究又は業績がある会員をもつて組織し、前章の 規定による日本学術会議の職務及び権限のうち当該分野に関する事項をつかさどる。
- 4 会員は、前条に掲げる部のいずれかに属するものとする。

(略)

第二十八条 会長は、総会の議決を経て、この法律に定める事項その他日本学術会議の運営に関する事項につき、規則を定めることができる。

要件4活動面での政府からの独立

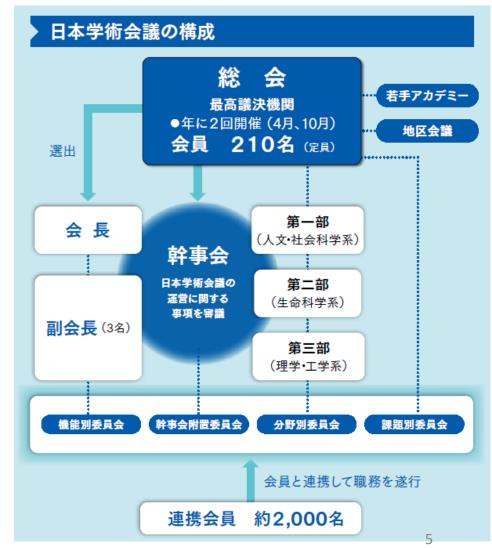
日本学術会議について(補足説明、学術会議HPより)

日本学術会議法をふまえ、日本学術会議の役割と構成は以下のようにまとめられ、リーフレット等で公表されている。

日本学術会議の役割

政府・社会に対して、 日本の科学者の意見を 直接提言 市民社会との 対話を通して科学への 理解を深める

地域社会の学術振興や 学協会の機能強化に貢献 ~科学者ネットワークの構築~ 日本を代表する アカデミーとして 国際学術交流を推進



日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(審議経過)

- 10月29日 日本学術会議幹事会において議論
- 11月26日 日本学術会議幹事会において議論
- 11月30日~ 会員意見聴取の実施【回答会員142名】
- 12月9日 分野別委員会委員長との懇談の実施【合計2回】
- 12月16日 日本学術会議幹事会において議論、
 - 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(中間報告)」の取りまとめ
- 1月13日~ 会員・連携会員・学協会アンケートの実施
 - 【回答連携会員150名、回答協力学術研究団体303団体】
- 2月25日 日本学術会議幹事会において議論
- 2月27日 日本学術会議主催 学術フォーラム 「危機の時代におけるアカデミーと未来」の開催
- 3月4日~17日 会員との情報・意見交換会の実施【合計8回、参加会員114名】
- 3月25日 日本学術会議幹事会において議論
- 4月8日 日本学術会議幹事会において議論、
 - 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(素案)」の取りまとめ
- 4月8日~ 会員への意見照会の実施【提出意見14件】
- 4月21日 「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(案)」の学術会議総会への提案、22日修正の上承認

※「日本学術会議幹事会において議論」とあるのは、幹事会懇談会における議論も含む。

日本学術会議のより良い役割発揮に向けて(全体構成)

前文

- I 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた設置形態
 - 1 ナショナルアカデミーの5要件
 - 2 設置形態についての検討
 - 3 検討を踏まえた評価
- Ⅱ 日本学術会議のより良い役割発揮に向けた取組
 - 1 国際活動の強化
 - 2 日本学術会議の意思の表出と科学的助言機能の強化
 - 3 対話を通じた情報発信力の強化
 - 4 会員選考プロセスの透明性の向上
 - 5 事務局機能の強化

ナショナル・アカデミーの5要件

- ✓現在、自然と社会の全体が学術の対象となり、逆に人間的活動のほとんどが科学技術に 支えられ、学問的知見ぬきの社会変革は考えられない。
- ✓政策的意思決定において科学的知見を参照し尊重するのは世界の趨勢。
- ✓ナショナル・アカデミーには、グローバルな観点から人類の福祉に貢献する国際的な役割。
 - →日本学術会議は発足以来、このような期待に応えてしかるべき役割を果たしてきており、これこそ日本の国民と広く世界の市民に対して負っている責務
- 自由で民主的な国家のナショナル・アカデミーでは、こうした役割を担う上で不可欠の要件 として:
 - ① 学術的に国を代表する機関としての地位
 - ② そのための公的資格の付与
 - ③ 国家財政支出による安定した財政基盤
 - ④ 活動面での政府からの独立
 - ⑤ 会員選考における自主性・独立性

より良い役割発揮に向けた設置形態

経緯:政府から提起された日本学術会議の設置形態の件について、上記の5要件をもとに、国の機関、独立行政法人、特殊法人、指定型公益法人などについて、フラットな検討を実施。

- 現行の日本学術会議法では、5要件はきちんと書き込まれていることを確認。従って国の機関としての形態に、それを変更する積極的理由を見出すことは困難。
- 国の機関以外の設置形態とする場合、いずれの形態をとる場合も学術的に国を代表する機関としての地位やその独立性、国との関係などを法律上明確にする規定が必要。
 - 独立行政法人は、独立行政法人通則法及び個別法に基づき、公共上の事務及び事業を効果 的かつ効率的に行うために設立される法人であり、本質的には事業実施機関とは異なる日本 学術会議の設置形態としては不適切。
 - 公益法人の場合、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等に基づく。公益 法人の設置主体は民間であり、ナショナルアカデミーを機能させる国の責務(特に、要件②で 想定される政府への勧告など)を維持した民間の法人を設立することは、現行法では困難。
 - 特殊法人の場合、個別の法律を制定して5要件を満たす特殊法人とする余地がないわけではないが、その場合には、確実に担保されるべきポイントが複数存在。

より良い役割発揮に向けた取り組み:国際活動の強化

- <u>認識</u>: 国際活動は、日本の科学者の内外に対する代表機関である日本学術会議にとって極めて 重要な活動。
 - 国際学術会議 (ISC)をはじめとして、40以上の国際学術団体に加盟
 - Gサイエンス学術会議やS20(サイエンス20)の際の共同声明など
 - アジア学術会議の設立と、その運営への貢献

改革

- 国際学術団体、各国アカデミーとの交流・連携の強化
- 国際活動に参加する会員、国際学術団体役員やそれらの経験者等が交流・連携するプラットフォームの設置の検討
- 国際活動を広く国民・社会に知らせる広報・発信強化
- 日本学術会議の活動を広く世界に伝える。提言などのうち、特に国際的発信を行うことが適当なもの等について英語版を作成するとともに、その他のものについても要旨の英語版を作成
- 国際活動を支える財政基盤、職員の確保 (なお、提案した改革案には、新たなリソースが必要なものもあり、それらはリソースを確保したうえで取り組む。)

より良い役割発揮に向けた取り組み:意思の表出と科学的助言機能の強化

- <u>認識</u>: 勧告、提言などの「意思の表出」は、科学的助言のための活動であり、日本学術会議の活動の中核。
- 日本学術会議の行う意思の表出には、独立した立場からより広い視野に立った社会課題 の発見や、中長期的に未来社会を展望した対応のあり方の提案が期待される。(審議会等 との違い)。
- 提案の意義について社会的理解を得るための努力も求められている。

• <u>改革</u>

- 日本学術会議内部での意思形成の仕組みの改革
 - 委員会・分科会間の横断的な交流・連携や合同審議・提言など
 - 常設的に設けるべき分科会(例えば国際学術団体対応分科会等)、数期にわたって継続的に設置する分科会、当該期限りの分科会などの整理
 - 学協会、政策立案者(立法府、各府省、地方行政関係者等)、専門職団体、産業界、NGO・NPOその他多方面の当事者等との意見交換・情報共有等を図る仕組みの構築
 - 中長期的課題(例:SDGs,基礎研究力強化など)への対応できる仕組み

より良い役割発揮に向けた取り組み:対話を通じた情報発信力の強化

• <u>認識</u>: 科学的助言の発出を中心とした一方向性のコミュニケーションのみならず、学協会との連携や、助言内容を周知して浸透を図る努力、社会の意見を聞き取る取組を強化するとともに、それがどのように社会に受け止められ、政策立案に貢献したかをフォローアップしていく必要

• <u>改革:</u>

- 行政府、立法府、地方公共団体、産業界等との対話機能の強化。
 - 関係する学協会との対話・交流を活性化(学協会との連絡協議会の設置など)。各種専門 職団体、若手研究者、教育関係者等との意見交換・情報交換を行う場の設置。
 - SNS等のコミュニケーションツールも活用し、双方向のコミュニケーションの充実。広報・コミュニケーションの専門家やデザイナー等のプロフェッショナル人材の雇用、サイエンスメディアセンター構想などを検討。
 - 政府、産業界、各種専門職団体等との意見交換。

(なお、提案した改革案には、新たなリソースが必要なものもあり、それらはリソースを確保したうえで取り組む。)

より良い役割発揮に向けた取り組み:会員選考プロセスの透明性の向上

- 認識:日本学術会議法:「優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員の候補者を選考」
- 会員には、個別分野の利益代表ではなく、学術全体を念頭に個別利害から独立して思考し活動する高い見識と能力が求められる。
- コ・オプテーション方式であることにより、年齢やジェンダー、地域などの多様性の確保されている。
- 改革:会員候補選考に関する説明責任の強化:社会に開かれた選考に向けて
 - コ・オプテーションの原則を確保しながら、会員や連携会員候補選考の際の基本的な考え方、候補者情報の収集手法、選考各段階における人数や内訳の概要などを開示するとともに、各分野別の選考に際して分野の異なる委員も参画など、選考委員会の透明性向上に向けた様々な取組を実施。
 - 大学や研究機関以外で優れた研究や業績がある会員を増やし、また、地域やジェンダー、年齢、所属等の観点からの多様性の確保。
 - 期毎に求める人材像を明確にし、選考方針を作成して公表。その際、外部有識者をはじめ、幅広く 第三者からも意見を徴する仕組み。
 - 学術の動向を的確に把握し、学際的分野からの会員候補選考を強化するため、第25期会員の選考 に当たって実施した部を超えた枠の設定を拡大。
 - 協力学術研究団体以外の諸団体(大学、産業界、NPO・NGO等)からの候補者に関する情報提供

より良い役割発揮に向けた取り組み:会員選考プロセスの透明性の向上

(加えて、政府から日本学術会議の3部制の人員配置の件についても検討要請)

- 法的には210名の定めがあるだけであり、各部70名の定員が定められているわけではない。
- 3部体制、各部の人数の見直しについての検討
 - 分野ごとに研究者の定義が必ずしも同じではなく、研究者数の算出も定義に応じて異なる。
 - 仮に研究者数が正確に把握できたとしても、それに単純比例させた部ごとの会員数割当ては単なる現状の追認に過ぎず、多数派の既得権益擁護に道を開きかねない。その結果、例 えば有望な新興分野からの会員の選考は困難になる。
 - 学術のダイナミックな動きを把握しそこない、研究者数の少ない分野の切り捨てにもつながりかねない。
 - ・改善されたコ・オプテーション方式の下で多様な声に耳を傾けて適正な選考を行うとともに、 部への会員配属時に一定の変動を許容した運用を行うのが望ましい。
 - →慎重な検討が必要。

より良い役割発揮に向けた取り組み:事務局機能の強化

- <u>認識・現状</u>: 約50名の事務局が会員、連携会員の活動を支えている。
- より良い役割発揮のためには、企画調整、国際業務、調査分析、広報、ICTなどの高度の専門性を備えた人材の確保が求められる。

• 改革

- 課題設定や調査機能を担う総合企画 調査体制の整備
- 広報、情報発信、国際対応等に関する高度な専門性を持った事務体制の構築や、法令に明るく組織運営に熟練した人員の配置など、事務的人材リソースの充実
- デジタル・トランスフォーメーションに対応した業務改革、システム環境の整備
- 国際対応、調査分析、情報発信等に関する専門性、知見を有する任期付職員や学術 調査員等の採用、意思形成への補助的参画
- 各部、委員会等の活動を直接サポートする若手研究者を学術調査員として積極的に 採用
- 学術調査員の学界での位置づけの明確化 (なお、提案した改革案には、新たなリソースが必要なものもあり、それらはリソースを確保したうえで取り組む。)

学術会議における今後の活動予定

- 各方面への説明、御理解を得る努力(科学と社会委員会等)
 - 経済界
 - 学協会
 - 国際学術団体、各国アカデミー等との対話
 - 記者会見やHPを通じた国民への説明

〇 提言機能、推薦方式についての見直しの検討 等

(参考)学術フォーラム「危機の時代におけるアカデミーと未来」

- 日時: 2021年2月27日(土) 14:00 17:00【オンライン】/参加者: 730名(事前申し込み)、常時約500名程度が視聴
- 基調講演「日本学術会議の現状と展望」 梶田 隆章(東京大学教授)
- 特別講演「日本学術会議に対する期待」 井上 信治 (内閣府特命担当大臣(科学技術政策))
- 講演「ナショナルアカデミーの役割–独立性と助言機能–」
 Professor Daya Reddy (国際学術会議<ISC>会長)、Sir Adrian Smith (英国王立協会<the Royal Society>会長)、
 武田 洋幸 (東京大学教授)
- 講演「ナショナルアカデミーへの期待と要望」 須藤 亮 (産業競争力懇談会専務理事、株式会社東芝・特別嘱託)、篠原 弘道 (NTT取締役会長)、 門田 守人 (日本医学会連合会長)、隠岐 さや香 (名古屋大学・教授)、平田 オリザ (四国学院大学教授、劇作家)
- パネル討論「ナショナルアカデミーと未来」
 髙村ゆかり(東京大学教授)【モデレーター】
 岩崎渉(東京大学准教授)、松中学(名古屋大学教授)、寺田佐恵子(東京大学、日本学術振興会特別研究員)、 梶田隆章(東京大学教授)、望月眞弓(慶應義塾大学特任教授)、

菱田 公一 (明治大学特任教授)、橋本 伸也 (関西学院大学教授)